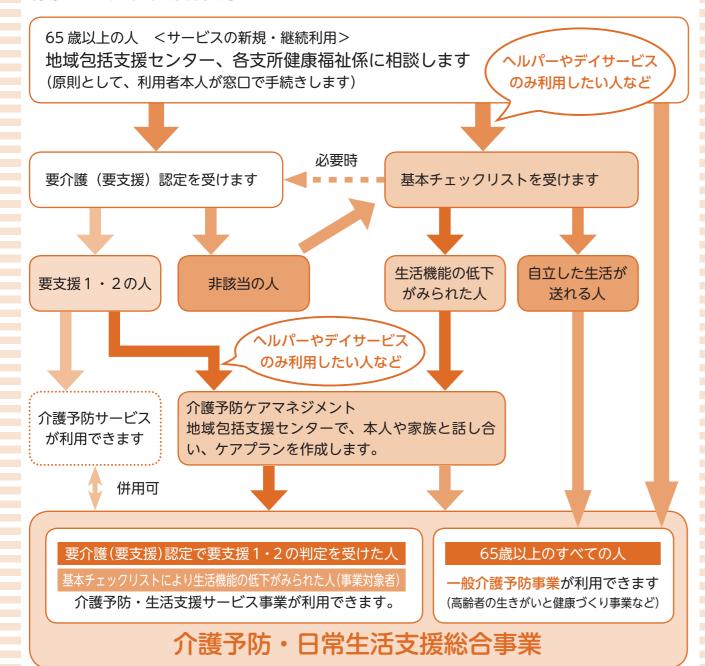
利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



※事業対象者になった後や、サービスを利用した後でも、要介護(要支援)認定を申請することができます。

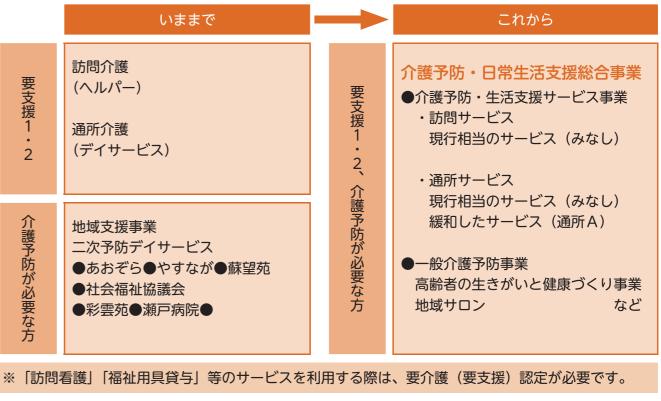
問い合わせ先

●山都町地域包括支援センター(健康福祉課内) 72-1677●健康福祉課 72-1295清和支所 健康福祉係 82-2111蘇陽支所 健康福祉係 83-1111

保健センターだより

平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まります!

平成29年4月から、要支援1・2の方の「訪問介護」「通所介護」は、予防給付から総合事業の「介護予防・生活支援サービス」に移行します。このサービスのみを利用する場合は、介護保険の認定手続きをしなくても、※基本チェックリストによる判定でご利用できます。



要支援1・2の認定を受け、ヘルパーやデイサービスを利用している方

平成 29 年度はこれまで通り、各事業所 (※みなし事業所) でのサービスを継続して利用することもできます。

※みなし事業所:

(ヘルパー事業所) りんどう、ほほえみ、たんぽぽ、やまと、きらら

(デイサービス事業所) 復建館、大地、風ノ木、やすなが、やまと、ほたる、そよかぜ、蘇望苑、

けあふる、もやい

※基本チェックリストについて

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合、基本チェックリストによる判定で事業対象者に該当すればサービスを利用できます。

基本チェックリスト(抜粋)

- □ バスや電車で1人で外出していますか?
- □ 転倒に対する不安は大きいですか?
- □ 週に1回以上は外出していますか?
- □ 今日が何月何日かわからない時がありますか?